

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	引き続きページ口座振替受付サービスを活用した積極的な口座振替の勧奨を実施するとともに、再任用職員による区職員に対する直接指導を行い、職員の更なる能力アップ・組織体制の強化を図る。また、区長マネジメントによる各区の特性に応じた様々な収納率向上に向けた取り組みも継続実施して行っていく。さらに、弁護士職員により不動産公売を前提とした納付交渉や勤務先に対する弁護士名入りの照会および実地調査を継続実施するなど、さらなる収入額確保の取り組みの強化に努め、未収金残高目標及び目標徴収率の達成をめざす。 29年度より新たに実施した給与調査予告について、効果検証を行い引き続き実施する予定。 また、引き続き各区において適正な執行停止が行えるよう、状況把握や整理に努める等、局として取り組んでいく。	引き続きページ口座振替受付サービスを活用した積極的な口座振替の勧奨を実施するとともに、再任用職員による区職員に対する直接指導を行い、職員の更なる能力アップ・組織体制の強化を図る。また、区長マネジメントによる各区の特性に応じた様々な収納率向上に向けた取り組みも継続実施して行っていく。さらに、弁護士職員により不動産公売を前提とした納付交渉や勤務先に対する弁護士名入りの照会および実地調査を継続実施するなど、さらなる収入額確保の取り組みの強化に努め、未収金残高目標及び目標徴収率の達成をめざす。 29年度より新たに実施した給与調査予告について、効果検証を行い引き続き実施する予定。 また、引き続き各区において適正な執行停止が行えるよう、状況把握や整理に努める等、局として取り組んでいく。
取組実績	国保収納業務の経験を有する職員による区職員の能力アップ・組織体制の強化、また弁護士職員により、不動産公売を前提とした納付交渉や勤務先に対する照会および実地調査を継続して実施してきたところである。 また、市債権回収対策室においては給与調査予告を実施しているところである。 これらの取り組みにより、徴収率は過年度(滞納繰越)分では目標には届かなかったが対前年度比+2.4%と前年度を大きく上回った。未収金残高目標については目標達成となったところである。 30年度の取組状況 ・滞納処分件数 差押予告 19,563世帯(対前年同月比 785世帯) 差押 7,048世帯(対前年同月比+325世帯)	ページ口座振替受付サービスを活用した積極的な口座振替の勧奨、区長マネジメントによる各区の特性に応じた収納率向上の取り組み、国保収納業務の経験を有する職員による区職員の能力アップ・組織体制の強化を継続して実施してきたところである。 これらの取り組みにより、徴収率は、対前年度比+0.3%となり目標達成となった。また、未収金残高目標についても目標達成となったところである。 30年度の取組状況 ・ページ利用件数 46,414件(対前年同月比+1,883件) ・新規口座登録世帯数 54,894世帯(対前年同月比+524世帯) ・口座振替加入率 48.77%(対前年同月比+0.76%)
課題	未収金残高目標は達成したが、徴収率が未達成であったことから、滞納処分件数のさらなる増加を図るなど、徴収率の達成に向け、より一層、区局が一丸となって取り組む必要がある。	これまでの取り組みを継続して実施してきたところ、徴収率は毎年着実に上昇し、30年度徴収率は全市目標及び未収金残高目標を達成したところである。しかし、令和元年度の目標徴収率は30年度より0.2ポイント高いため、引き続きより一層の収入額確保へ向け区局が一丸となって取り組む必要がある。
改善策	「5.令和元年度の取組内容」のとおり	「5.令和元年度の取組内容」のとおり

5. 令和元年度の取組内容 (1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること)

	過年度	現年度
取組内容	区長マネジメントによる各区の特性に応じた様々な収納率向上に向けた取り組みを継続して実施するとともに、国保収納業務の経験を有する職員の直接指導による区職員の更なる能力アップ・組織体制の強化を図る。 さらに、弁護士職員による不動産公売を前提とした納付交渉や勤務先に対する照会、実地調査を継続実施するとともに、市債権回収対策室と連携を図りながら効果的・効率的な収納対策を実施していく。 また、ページ口座振替受付サービスを活用した積極的な口座振替の勧奨や、市債権回収対策室においては引き続き給与調査予告を実施するなど、これらの取り組みにより、さらなる収納額確保の取り組みの強化に努め、未収金残高目標及び目標徴収率の達成をめざす。	区長マネジメントによる各区の特性に応じた様々な収納率向上に向けた取り組みを継続して実施するとともに、国保収納業務の経験を有する職員の直接指導による区職員の更なる能力アップ・組織体制の強化を図る。 さらに、弁護士職員による不動産公売を前提とした納付交渉や勤務先に対する照会、実地調査を継続実施するとともに、市債権回収対策室と連携を図りながら効果的・効率的な収納対策を実施していく。 また、ページ口座振替受付サービスを活用した積極的な口座振替の勧奨や、市債権回収対策室においては引き続き給与調査予告を実施するなど、これらの取り組みにより、さらなる収納額確保の取り組みの強化に努め、未収金残高目標及び目標徴収率の達成をめざす。

(参考)29年度実績における徴収率の政令指定都市比較(未収金残高1億円以上の債権のみ)、未入力の場合はその理由

政令指定都市20市中
(合計徴収率) 大阪市 19 位

過年度 徴収率 大阪市 21.0% / 政令指定都市平均 23.2% 現年度 徴収率 大阪市 89.2% / 政令指定都市平均 92.4% 合計徴収率 (過年度+現年度) 大阪市 73.9% / 政令指定都市平均 79.2%

未収債権の目標及び具体処理策

所属	財政局	課・担当	税務部収税課	債権整理番号(3ケタ)	001	債権名	市税	債権区分	強制徴収公債権(強制公)
----	-----	------	--------	-------------	-----	-----	----	------	--------------

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	A	現年度	A	合計(過年度+現年度)	A	「A」... 目標を達成、「B1」... 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」... 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「-」... 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	---	-----	---	-------------	---	---

2. 未収金残高の推移(実績及び目標) 色付け箇所のみ整数で入力すること(小数点以下は四捨五入して、入力しないこと)

	過年度分								現年度分								合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額(過年度分)	徴収額(過年度分)	不納欠損額(過年度分)	未収金解消額(過年度分)	翌年度調定繰越額(過年度分)	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額(現年度分)	徴収額(現年度分)	不納欠損額(現年度分)	整理額(現年度分)	翌年度調定繰越額(現年度分)	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ)÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス)÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	14,030,546	293,369	13,737,177	3,684,621	2,129,766	6,107,756	7,922,790	26.8%	43.5%	659,834,213	655,788,855	38,248	655,827,103	4,007,110	99.4%	99.4%	97.9%	98.2%	11,929,900
平29実績	11,929,900	178,130	11,751,770	3,462,927	2,003,481	5,644,538	6,285,362	29.5%	47.3%	675,790,657	671,941,397	12,978	671,954,375	3,836,282	99.4%	99.4%	98.2%	98.5%	10,121,644
平30当初目標	10,952,700	0	10,952,700	3,389,861	2,014,243	5,404,104	5,548,596	31.0%	49.3%	707,315,030	702,642,691	0	702,642,691	4,672,339	99.3%	99.3%	98.3%	98.6%	10,220,935
平30実績	10,121,644	148,254	9,973,390	3,113,934	1,657,655	4,919,843	5,201,801	31.2%	48.6%	738,723,571	734,327,275	24,594	734,351,869	4,371,702	99.4%	99.4%	98.5%	98.7%	9,573,503
令和当初目標	10,220,935	0	10,220,935	3,270,699	1,580,482	4,851,181	5,369,754	32.0%	47.5%	726,325,178	722,165,793	0	722,165,793	4,159,385	99.4%	99.4%	98.5%	98.7%	9,529,139
令和努力目標	9,573,503	0	9,573,503	3,063,520	1,388,409	4,451,929	5,121,574	32.0%	46.5%	753,203,779	748,789,099	0	748,789,099	4,414,680	99.4%	99.4%	98.6%	98.7%	9,536,254
令和当初目標	9,536,254	0	9,536,254	3,146,964	1,150,991	4,297,955	5,238,299	33.0%	45.1%	744,515,889	740,245,137	0	740,245,137	4,270,752	99.4%	99.4%	98.6%	98.7%	9,509,051

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数) 色付け箇所のみ整数で入力すること(小数点以下は四捨五入して、入力しないこと)

旧分類	回収債権								整理債権								合計			
	-C	-D	-E、F	-G	-A	-B	-H	回収債権-計												
状況	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中のもの又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を待ったため、納付を猶予しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	回収債権-計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残る、回収見込のないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に当たっていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権-計	合計	
過年度	件数	0	0	117,598	8,861	17,477	9,485	0	0	0	153,421	0	0	0	0	160,260	0	0	160,260	313,681
	残高	0	0	1,677,915	228,263	472,080	180,103	0	0	0	2,558,361	0	0	0	0	2,643,440	0	0	2,643,440	5,201,801
現年度	件数	0	0	157,914	2,257	9,652	11,853	0	0	0	181,676	0	0	0	0	8,421	0	0	8,421	190,097
	残高	0	0	3,353,362	98,710	379,831	386,433	0	0	0	4,218,336	0	0	0	0	153,366	0	0	153,366	4,371,702

未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方
 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例：毎月定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 未収債権の進捗状況... 回収債権：()又は又は又は又は又は 整理債権：()又は又は()又は

30年度末時点の債務者数	121,009	30年度末時点の債務者数	503,778
過年度件数計+現年度件数計=30年度末未収金件数	121,009	過年度残高計+現年度残高計=30年度末未収金残高	9,573,503

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	(1)平成30年7月から10月を集中整理期間とし、平成27年度課税に係る滞納事案のうち、年税10万円以上(基幹2税目は期別25,000円以上)の対象事案の60%以上を徴収、処分、停止等により整理。 (2)未収金残高の5割以上を占める滞納税額10万円から100万円までの滞納事案のうち、特に滞納税額の割合の高い滞納税額10万円以上20万円未満事案について、期間を定めて集中的に整理する。	昨年同様の取り組みを行う。平成30年度の数値目標は次のとおり(納税推進センターに係る事務以外は過年度も対象) ・差押件数:14,000件 ・給与照会件数:17,200件 ・確定申告書等の資料閲覧件数:4,800件 ・インターネット公売実施回数:4回 ・合同公売実施回数:3回 ・搜索実施回数:30回 ・納税推進センターにおける納付約束に係る履行率:85%以上
取組実績	(1) ・対象事案数:2,418件 ・整理率:72.7% (2) ・対象事案数:12,559件 ・整理率:74.7%	・差押件数:21,968件(昨年度実績:21,399件) ・給与照会件数:28,797件(昨年度実績:29,121件) ・確定申告書等の資料閲覧件数:5,586件(昨年度実績:7,047件) ・インターネット公売実施回数: 動産3回、不動産4回(昨年度実績:動産4回、不動産1回) ・合同公売実施回数:3回(昨年度実績:3回) ・搜索実施回数:53回(昨年度実績:65回) ・納税推進センターにおける納付約束に係る履行率:85.5%(昨年度実績:85.3%)
課題	今年度実施した取組の成果を踏まえ、引き続き課税後3年程度が経過した事案に係る特別対策及び滞納件数、金額の約半分を占める滞納税額10万円から100万円までの滞納事案のうち、特に滞納税額の割合の高い滞納税額10万円以上20万円未満事案に係る集中整理に継続して取り組む必要がある。	平成30年度以降の個人市・府民税の大阪府からの税源移譲等による調定額の増加により、未収金の増加が見込まれる。このため現年課税分について、これまで以上の徴収率向上に向けた取組を検討する必要がある。
改善策	課税後3年以上が経過している平成28年度の滞納事案について、処理方針に基づき、効率的に整理を図れるよう、金額段階による対象を定め、徴収、処分、停止等による整理目標を平成30年度の60%から70%に引き上げ、確実に整理を図る。 また、未収金残高の5割以上を占める滞納税額10万円から100万円までの滞納事案のうち、特に滞納税額の割合の高い滞納税額10万円以上20万円未満事案について、徴収、処分、停止等による70%の整理目標を設定し、事務処理体制の検討、集中整理期間を設定した取組など、各市税務所の特徴に合わせた取組により、確実に整理を図る。 以上の取組を徹底することにより、徴収率の更なる向上を図る。	引き続き個人市・府民税(普通徴収)については、特別徴収への切替促進を図るとともに、Web口座振替受付サービス、クレジットカード納付、リアルタイム口座引落しサービス「PayB(ペイビー)」、LINE Pay 請求書支払い、楽天銀行アプリ及び「納期限お知らせメール」の利用勧奨により、納期内納付率の向上を図る。

5. 令和元年度の取組内容 (1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること)

	過年度	現年度
取組内容	未収金の圧縮は図れており、前年度同様に取組を行う。 平成28年度課税の滞納事案(一定金額以上)件数の70%以上を整理(徴収・処分・停止)。 対象滞納事案(平成30年度以前課税分で滞納税額10万円以上20万円未満の事案等)件数の70%以上を処理(徴収・処分・停止)。	次のとおり数値目標を設定して取り組む。(納税推進センターに係る事務以外は過年度も対象) ・差押件数:16,000件 ・給与照会件数:17,200件 ・確定申告書等の資料閲覧件数:4,800件 ・インターネット公売実施回数:4回 ・合同公売実施回数:3回 ・搜索実施回数:30回 ・納税推進センターにおける納付約束に係る履行率:85%以上

(参考)29年度実績における徴収率の政令指定都市比較(未収金残高1億円以上の債権のみ)

未入力の場合はその理由

政令指定都市20市中
(合計徴収率) 大阪市 8 位

過年度 徴収率 大阪市 29.5% / 政令指定都市平均 36.8% 現年度 徴収率 大阪市 99.4% / 政令指定都市平均 99.4% 合計徴収率 (過年度+現年度) 大阪市 98.2% / 政令指定都市平均 98.0%

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局生活福祉部	課・担当	保護課保護グループ	債権整理番号(3ケタ)	016	債権名	生活保護費返還金(保護費収入)	債権区分	非強制徴収公債権(非強公)
----	----------	------	-----------	-------------	-----	-----	-----------------	------	---------------

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	A	現年度	B1	合計(過年度+現年度)	A	「A」... 目標を達成、「B1」... 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」... 取組を予定通り実施できず、目標も未達「-」... 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	---	-----	----	-------------	---	---

2. 未収金残高の推移(実績及び目標) 色付け箇所のみ整数で入力すること(小数点以下は四捨五入して、入力しないこと)

	過年度分										現年度分						合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額(過年度分)	徴収額(過年度分)	不納欠損額(過年度分)	未収金解消額(過年度分)	翌年度調定繰越額(過年度分)	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額(現年度分)	徴収額(現年度分)	不納欠損額(現年度分)	整理額(現年度分)	翌年度調定繰越額(現年度分)	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	=前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-セ	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ)÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス)÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	8,034,319	-1,184	8,035,503	192,811	473,707	665,334	7,368,985	2.4%	8.3%	3,478,636	2,210,241	0	2,210,241	1,268,395	63.5%	63.5%	20.9%	25.0%	8,637,380
平29実績	8,637,380	-228,035	8,865,415	238,261	551,608	561,834	8,075,546	2.7%	6.5%	3,864,846	2,750,553	0	2,750,553	1,114,293	71.2%	71.2%	23.5%	26.5%	9,189,839
平30当初目標	9,257,395	0	9,257,395	222,177	377,166	599,343	8,658,052	2.4%	6.5%	3,507,053	2,352,675	0	2,352,675	1,154,378	67.1%	67.1%	20.2%	23.1%	9,812,430
平30実績	9,189,839	-253,218	9,443,057	280,261	1,819,799	1,846,842	7,342,997	3.0%	20.1%	4,051,810	2,883,498	0	2,883,498	1,168,312	71.2%	71.2%	23.4%	35.7%	8,511,309
令元当初目標	9,812,430	0	9,812,430	235,498	377,166	612,664	9,199,766	2.4%	6.2%	3,019,142	1,920,174	0	1,920,174	1,098,968	63.6%	63.6%	16.8%	19.7%	10,298,734
令元努力目標	8,511,309	-229,694	8,741,003	291,212	931,434	992,952	7,518,357	3.3%	11.7%	3,437,926	2,241,528	0	2,241,528	1,196,398	65.2%	65.2%	20.8%	27.1%	8,714,755
令2当初目標	8,714,755	-160,786	8,875,541	355,022	818,934	1,013,170	7,701,585	4.0%	11.6%	3,437,926	2,241,528	0	2,241,528	1,196,398	65.2%	65.2%	21.1%	26.8%	8,897,983

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数) 色付け箇所のみ整数で入力すること(小数点以下は四捨五入して、入力しないこと)

旧分類	回収債権								整理債権								合計		
	-C	-D	-E、F	-G	-A	-B	-H	回収債権-計											
状況	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中のもの又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、回収見込のないもの	債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に当たらないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権-計	合計	
過年度	件数	0	43,821	0	0	0	1,276	0	0	29,868	74,965	0	1,451	0	70	0	197	1,718	76,683
過年度	残高	0	2,944,367	0	0	0	243,306	0	0	3,911,644	7,099,317	0	193,889	0	13,440	0	36,351	243,680	7,342,997
現年度	件数	0	6,423	0	0	0	6	0	0	5,858	12,287	0	124	0	1	0	0	125	12,412
現年度	残高	0	546,520	0	0	0	806	0	0	599,771	1,147,097	0	20,252	0	963	0	0	21,215	1,168,312

未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方
 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例：毎月定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 未収債権の進捗状況... 回収債権：()又は又は又は又は又は 整理債権：()又は又は()又は

30年度末時点の債務者数	65,471	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数 過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高 (上記2の表のテ)	89,095 8,511,309
--------------	---------------	---	---------------------

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<p>(1) 資力を回復した債務者を対象として財産調査を実施するとともに、滞納処分が可能な債権については滞納処分を実施するなど、必要な措置を講じる。</p> <p>(2) 財産調査の結果、徴収可能な財産が確認できないときは、徴収停止・執行停止などの適切な措置を講じる。</p> <p>(3) 返還金・徴収金の口座振替については過年度が対象外であるため、過年度の債権も口座振替の対象となるように調整するなど、過年度の未収債権の徴収手段を確立する。</p> <p>(4) 時効中断後の経過期間の確認など不納欠損に必要な事務処理期間を十分に確保することで、時効年限を経過した全ての債権の不納欠損処分を行う。</p>	<p>・生活保護費返還金については、債務者を生活保護受給中の者と受給中以外に区分し、さらに生活保護受給中の者については市内居住とそれ以外に仕分けするなど、債務者を性別に分類し、各分類ごとに具体的かつ効果的な徴収方法を提示することで、資力に乏しい債務者に対して、納付計画に基づく確実な返済を実現させる。</p> <p>(1) 法第78条の2の申出による徴収については、10月の法改正にあわせて上限(単身世帯5,000円)が撤廃される見込みであるため、引き続き申出による徴収の徹底を図るとともに、徴収額の増額を推進する。</p> <p>(2) 法第63条の返還金については、10月の法改正により申出による保護費から徴収が可能となるため、申出による徴収の対象となる返還金については、制度活用を推進する。</p>
取組実績	<p>(1) 現在、生活保護を受給していない債務者のうち資力を回復した者については、居所調査及び財産調査を徹底するとともに、必要に応じて滞納処分などの適切な措置を講じる必要があるため、平成31年度から、福祉局保護課に新たに非常勤嘱託職員を採用し、調査・徴収体制を強化した。なお、令和元年7月を目的に各実施機関から調査対象者の報告がある予定で、以降、具体的な徴収事務に着手する予定。</p> <p>(2) 福祉局保護課で実施する調査の結果、徴収することができる財産がない場合など執行停止の要件に合致する場合には、各実施機関に調査結果を報告するとともに所要の措置を講じるよう通知する。</p> <p>(3) 過年度の未収債権についても口座振替対象とすることを検討したが、関係機関との調整の結果、一部システム改修が必要となること、口座振替依頼書を再度徴収する必要があることなどから、取組みの優先順位を変更し、必要に応じて後年度に取り組むこととした。</p> <p>過年度の未収債権の債務者は、生活保護受給である場合と受給中以外の場合があるが、債務者が生活保護受給中の場合、従来、申出徴収(天引き)の対象としていない過年度の未収債権を、申出徴収(天引き)の対象とすべく、厚生労働省と調整を図り、以後、申出徴収の対象とするよう各実施機関に通知した。</p> <p>(4) 従来の作業スケジュールを見直し、時効年限を経過した債権の不納欠損を行った。(①2.8億、②4.7億、③5.5億、④18.2億)</p>	<p>(1) 法改正により、申出徴収額の上限は、上限の目安に変更となったことから、上限の目安を超えて徴収ができる場合の例示等について厚生労働省と調整したうえで、各実施機関に通知することにより、徴収額の増額を図った。</p> <p>平成31年3月分の申出徴収件数783件(うち、徴収額が5,000円以上のもの226件) 令和元年7月分の申出徴収件数1,034件(うち、徴収額が5,000円以上のもの271件)</p> <p>(2) 法第63条返還金は、平成30年10月の法改正に基づき、原則、法第77条の2に基づく徴収決定を行うこととしており、加えて、分割納付となる場合には、基本的に申出徴収によることとすることで、申出徴収件数の拡大を図っている。</p> <p>令和元年5月分 18件 令和元年6月分 28件 令和元年7月分 41件</p> <p>申出徴収の件数には、一部過年度未収債権が含まれている。</p>
課題	<p>・生活保護費返還金等については、法改正に伴って非強制徴収債権と強制徴収債権の2つの性質を持つ債権の管理が必要となっているが、現行システムでは、履行延期の特約・処分を行った場合も含め、消滅時効の起算日を適正にシステム管理できる仕組みとなっておらず、各実施機関の業務が煩雑化するなど、債権管理に係る根本的な課題がある。</p> <p>・過年度未収債権の縮減には、過年度徴収率の改善、地方自治法施行令160条に基づく債権発生抑制、適切な時効管理に基づく処理サイクルの確立(徴収困難な債権については、無用な行政コストを縮減する観点からも、最短で不納欠損処理する。)が必要である。</p> <p>そのため、については、生活保護受給中の者に対する申出徴収(天引き)と、受給中以外の者に対する滞納処分等の適切な措置を徹底することとしており、成果及び実績に応じて今後も柔軟な対応が必要である。については、新たに発生抑制の取組を検討し、具体化しなければならない。については、生活保護費返還金等に係るシステム機能のあり方を根本的に見直す必要がある。</p> <p>なお、生活保護費返還金等に係る未収金縮減の取組は、市有財産現在高報告で示される債権(履行期が未到来のため測定計上されていない)と合わせた評価を検討しなければならない。</p>	<p>・平成29年度、30年度決算は、年金受給資格期間の短縮(10年年金)の影響により、調定額、徴収額ともに増加したことにより、徴収率が改善されている。そのため、令和元年度以降は、これまでどおりの取組を継承しているだけでは、徴収率の低下は避けられない状況である。</p> <p>・過去に履行延期の特約・処分を行った場合、債務者に納付実績がない場合でも、履行延期の特約・処分の解除を行うことなく(期限の利益を喪失させることなく)、期間の経過に応じて、調定、納入通知等の事務を行っていたが、納付実績に効果のないものは、納入通知、督促等の無用な行政コストを縮減するためにも、履行期の繰り上げと一括調定を実施しなければならない。(決算上の未収が増大する)</p>
改善策	<p>各実施機関の対応状況(申出徴収の取組状況)を把握するため、対象債権を分母とする申出徴収率(進捗率)の見える化に取組む。</p> <p>地方自治法施行令160条の発生抑制には、159条戻入の徴収率を向上させる必要があることから、歳出入戻入に係る一部納付機能の追加や、保護費の支給日の見直しによる発生抑制を検討する。</p> <p>生活保護費返還金等に係るシステム機能のあり方の見直しは、令和元年度に実装すべき機能の洗い出しと開発コストの算定、国庫補助金に係る厚生労働省との協議に取組む、令和2年度以降の予算化を目指す。</p>	<p>現年度の徴収率の改善は、返還金及び未収の発生抑制と分割納付が必要となった場合の、徴収率の改善が求められるところ。申出徴収は、各実施機関によって取組の進捗状況に差があることから、申出徴収の件数が著しく(少ない実施機関については、担当者から現状及び課題を聴取り、改善に向けた支援に取り組むこととする。</p>

5. 令和元年度の取組内容 (1. 「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4. 「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること)

	過年度	現年度
取組内容	<p>・滞納処分の実施について、すでに各実施機関へ対象者を照会しており、回答を得次第財産調査等に着手する。</p> <p>また、債権管理・回収アドバイザーの事業相談等を活用しながら滞納処分等の適切な実施に取り組む。</p>	<p>・申出による徴収の推奨にあたり、実施機関へ個別にヒアリングを行い、他の実施機関の事例等を参考として提供する。</p> <p>また、口座振替による徴収について、月を連続して資金不足による口座不能となっている者を抽出し、実施機関へ申出徴収への変更に向けた情報提供を行う。</p>

(参考) 29年度実績における徴収率の政令指定都市比較(未収金残高1億円以上の債権のみ)

未入力の場合はその理由

生活保護費返還金等については、履行延期の特約・処分等により決算上未収として表示されないものがあるため、未収額による他都市比較を評価基準として採用していない。

政令指定都市20市中
(合計徴収率) 大阪市 位

過年度 徴収率 大阪市 2.7% / 政令指定都市平均 現年度 徴収率 大阪市 71.2% / 政令指定都市平均 合計徴収率 (過年度+現年度) 大阪市 23.5% / 政令指定都市平均

区役所で徴収事務を行っている債権の状況(平成30年度決算見込)

債権名: 生活保護費返還金

上段:30年度
下段〔 〕:29年度
(単位:千円)

	現年度			過年度			
	調定額	徴収済額	徴収率	調定額	徴収済額	不納欠損額	徴収率
	(A)	(B)	(B ÷ A × 100)	(a)	(b)	(c)	(b ÷ a × 100)
北区	106,858	73,446	68.7%	184,525	4,554	52,190	2.5%
	〔 94,221 〕	〔 79,148 〕	〔 84.0% 〕	〔 181,825 〕	〔 3,929 〕	〔 10,667 〕	〔 2.2% 〕
都島区	122,033	100,336	82.2%	254,314	9,280	46,293	3.6%
	〔 104,725 〕	〔 76,597 〕	〔 73.1% 〕	〔 228,775 〕	〔 4,959 〕	〔 6,381 〕	〔 2.2% 〕
福島区	26,307	21,596	82.1%	52,515	1,867	2,042	3.6%
	〔 54,017 〕	〔 45,594 〕	〔 84.4% 〕	〔 47,167 〕	〔 2,480 〕	〔 1,146 〕	〔 5.3% 〕
此花区	75,596	63,600	84.1%	168,939	8,340	28,392	4.9%
	〔 84,796 〕	〔 54,893 〕	〔 64.7% 〕	〔 160,344 〕	〔 5,234 〕	〔 20,507 〕	〔 3.3% 〕
中央区	68,715	49,187	71.6%	212,284	6,948	46,982	3.3%
	〔 64,480 〕	〔 42,185 〕	〔 65.4% 〕	〔 210,254 〕	〔 5,413 〕	〔 20,281 〕	〔 2.6% 〕
西区	30,340	19,029	62.7%	96,770	2,787	14,169	2.9%
	〔 40,793 〕	〔 32,429 〕	〔 79.5% 〕	〔 98,788 〕	〔 3,348 〕	〔 9,998 〕	〔 3.4% 〕
港区	103,064	70,663	68.6%	361,530	9,875	79,079	2.7%
	〔 85,699 〕	〔 55,997 〕	〔 65.3% 〕	〔 333,738 〕	〔 5,718 〕	〔 6,646 〕	〔 1.7% 〕
大正区	95,259	67,210	70.6%	226,474	13,532	30,606	6.0%
	〔 93,706 〕	〔 60,472 〕	〔 64.5% 〕	〔 197,547 〕	〔 4,753 〕	〔 8,141 〕	〔 2.4% 〕
天王寺区	35,930	28,937	80.5%	106,482	2,931	6,203	2.8%
	〔 49,395 〕	〔 29,993 〕	〔 60.7% 〕	〔 91,275 〕	〔 1,828 〕	〔 5,205 〕	〔 2.0% 〕
浪速区	159,412	96,618	60.6%	591,465	10,605	150,953	1.8%
	〔 188,291 〕	〔 123,295 〕	〔 65.5% 〕	〔 581,171 〕	〔 9,235 〕	〔 52,829 〕	〔 1.6% 〕
西淀川区	103,808	78,931	76.0%	165,436	4,607	19,410	2.8%
	〔 62,761 〕	〔 48,351 〕	〔 77.0% 〕	〔 175,118 〕	〔 6,391 〕	〔 20,373 〕	〔 3.6% 〕
淀川区	214,328	132,085	61.6%	396,197	8,390	94,808	2.1%
	〔 182,343 〕	〔 130,991 〕	〔 71.8% 〕	〔 370,381 〕	〔 9,730 〕	〔 40,381 〕	〔 2.6% 〕
東淀川区	307,063	205,411	66.9%	670,778	20,424	102,978	3.0%
	〔 265,024 〕	〔 185,732 〕	〔 70.1% 〕	〔 603,478 〕	〔 15,794 〕	〔 18,038 〕	〔 2.6% 〕
東成区	81,576	58,881	72.2%	197,373	2,233	49,959	1.1%
	〔 98,809 〕	〔 73,807 〕	〔 74.7% 〕	〔 173,139 〕	〔 2,770 〕	〔 2,537 〕	〔 1.6% 〕
生野区	265,664	167,380	63.0%	694,161	13,677	161,369	2.0%
	〔 234,916 〕	〔 167,197 〕	〔 71.2% 〕	〔 671,903 〕	〔 11,832 〕	〔 44,643 〕	〔 1.8% 〕
旭区	118,854	63,976	53.8%	266,471	9,827	35,248	3.7%
	〔 133,984 〕	〔 82,568 〕	〔 61.6% 〕	〔 222,455 〕	〔 7,055 〕	〔 10,400 〕	〔 3.2% 〕
城東区	139,011	69,277	49.8%	331,408	8,748	92,518	2.6%
	〔 104,898 〕	〔 74,465 〕	〔 71.0% 〕	〔 314,911 〕	〔 7,539 〕	〔 14,034 〕	〔 2.4% 〕
鶴見区	56,435	34,512	61.2%	167,891	3,929	27,316	2.3%
	〔 80,798 〕	〔 56,396 〕	〔 69.8% 〕	〔 147,694 〕	〔 4,227 〕	〔 5,179 〕	〔 2.9% 〕
阿倍野区	64,252	48,179	75.0%	163,113	6,185	23,198	3.8%
	〔 82,504 〕	〔 63,614 〕	〔 77.1% 〕	〔 168,530 〕	〔 6,705 〕	〔 14,828 〕	〔 4.0% 〕
住之江区	139,738	98,041	70.2%	362,429	11,609	84,467	3.2%
	〔 147,316 〕	〔 101,880 〕	〔 69.2% 〕	〔 336,626 〕	〔 13,682 〕	〔 3,770 〕	〔 4.1% 〕
住吉区	285,518	179,607	62.9%	829,024	23,216	229,096	2.8%
	〔 266,325 〕	〔 157,181 〕	〔 59.0% 〕	〔 715,399 〕	〔 24,590 〕	〔 2,770 〕	〔 3.4% 〕
東住吉区	268,387	190,205	70.9%	531,580	18,453	65,949	3.5%
	〔 257,120 〕	〔 181,478 〕	〔 70.6% 〕	〔 488,857 〕	〔 14,243 〕	〔 31,845 〕	〔 2.9% 〕
平野区	302,768	231,481	76.5%	812,374	25,604	79,575	3.2%
	〔 344,981 〕	〔 240,178 〕	〔 69.6% 〕	〔 780,876 〕	〔 17,904 〕	〔 73,875 〕	〔 2.3% 〕
西成区	818,092	672,846	82.2%	1,567,808	51,742	290,504	3.3%
	〔 648,946 〕	〔 501,541 〕	〔 77.3% 〕	〔 1,528,690 〕	〔 48,247 〕	〔 113,123 〕	〔 3.2% 〕
24区合計	3,989,008	2,821,434	70.7%	9,411,341	279,363	1,813,304	3.0%
	〔 3,770,848 〕	〔 2,665,982 〕	〔 70.7% 〕	〔 8,828,941 〕	〔 237,606 〕	〔 537,597 〕	〔 2.7% 〕

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<p>滞納処分の実施を見据えた滞納者への徴収強化 第1段階を除くすべての段階(非課税層を含む)の滞納者について、財産調査を徹底し、再三の催告にも応じない滞納者に対しては差押を執行するなど厳正に対処することにより滞納保険料の徴収強化を図った。 民間委託業者の訪問徴収等の納付奨励による早期滞納者等の徴収強化 65歳到達による資格取得後、特別徴収(年金から介護保険料を徴収)が開始されるまでの早期滞納者への電話・訪問・訪問徴収等の納付奨励を行った。 各区による早期滞納者・高額滞納者への徴収強化 年間を3期に分けて実施する収納対策については、第1次対策期間の取組を7月から10月、第2次対策期間の取組を11月から2月中旬、第3次対策期間の取組を2月下旬から5月中旬にかけて実施し、各区において早期滞納者及び一定額以上の高額滞納者を中心として納付奨励文書や差押予告等を送付し、積極的に滞納者との接触を図った。また、市債権回収対策室と連携し、最終催告書を送付するなど徴収強化を図った。 被保険者資格の適正化 不現住者に対する被保険者資格の適正化により、不現住と疑われる者への速やかな現地調査の実施並びに住民基本台帳の職権消除依頼を行い、不必要な保険料賦課の削減を行った。 課税層滞納者の勤務先への給与照会の実施 給与所得のある課税層滞納者については、引き続き市税照会等により勤務先を調査し、勤務先調査予告を実施する。</p>	過年度とあわせて取り組みを行っているため、過年度を参照。
取組実績	<p>取組は過年度・現年度あわせて行っているため、実績は過年度・現年度合わせたもの。 【平成31年3月末実績】・財産調査件数 557,400件 ・差押実施件数 512件(取立金額35,361千円) 【平成31年3月末実績】 341,240千円 収納額については未集計 【平成31年3月末実績】 不要調定削減額 44,461千円 【平成31年3月末実績】・納付催告 264件 ・国税徴収法141条に基づく照会 14件</p>	過年度とあわせて取り組みを行っているため、実績は過年度を参照。
課題	<p>について、65歳年齢到達者は就労等により平日日中は不在であることが多く、接触率が他の年齢層に比べ下がる。また、介護保険制度では65歳年齢到達により自動的に第1号被保険者となるため、連絡先電話番号を把握していない場合が多い。その場合は、直接訪問しての奨励となるため、電話での奨励に比べ効果が下がる。</p>	過年度とあわせて取り組みを行っているため、過年度を参照。
改善策	<p>早期滞納者を中心に、最終催告書等の発送を強化し、更なる徴収強化を図っている。 平日日中不在者へは、夜間や休日の納付奨励を重点的に行った。 連絡先電話番号を把握していない被保険者については、国民健康保険担当で把握している電話番号を活用して、被保険者との接触の機会の増加を図った。</p>	過年度とあわせて取り組みを行っているため、過年度を参照。

5. 令和元年度の取組内容 (1. 「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4. 「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること)

	過年度	現年度
取組内容	<p>滞納処分の実施を見据えた滞納者への徴収強化 第1段階を除くすべての段階(非課税層を含む)の滞納者について、財産調査を徹底し、差押も視野に入れた滞納保険料の徴収強化を図る。 民間委託業者の訪問徴収等の納付奨励による早期滞納者等の徴収強化 65歳到達による資格取得後、特別徴収(年金から介護保険料を徴収)が開始されるまでの早期滞納者への電話・訪問・訪問徴収等の納付奨励を行う。 各区による早期滞納者・高額滞納者への徴収強化 年間を3期に分けて実施する収納対策を行う。滞納状況・納付状況を分析し、各区において納付奨励文書や差押予告等を送付し、積極的に滞納者との接触を図る。また、市債権回収対策室と連携し、最終催告書を送付するなど徴収強化を図る。 被保険者資格の適正化 不現住者に対する被保険者資格の適正化により、不現住と疑われる者への速やかな現地調査の実施並びに住民基本台帳の職権消除依頼を行い、不必要な保険料賦課の削減を行う。 課税層滞納者の勤務先への給与照会の実施 給与所得のある課税層滞納者については、引き続き市税照会等により勤務先を調査し、勤務先調査予告を実施する。</p>	過年度とあわせて取り組みを行っているため、過年度を参照。

(参考)29年度実績における徴収率の政令指定都市比較(未収金残高1億円以上の債権のみ)

未入力の場合はその理由

政令指定都市20市中 (合計徴収率) 大阪市 19 位

過年度 徴収率 大阪市 17.6% / 政令指定都市平均 17.6% 現年度 徴収率 大阪市 98.0% / 政令指定都市平均 98.8% 合計徴収率 (過年度+現年度) 大阪市 94.6% / 政令指定都市平均 96.5%

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・退去滞納については債権回収を専門的に行っている弁護士法人に委託しており、保証人に対しても支払説得依頼通知を発送するなど、引き続き収納率の向上を図る。 ・退去滞納者や相続人、保証人で所在不明の者については、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、平成30年7月稼働予定の住民基本台帳システムとの連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。 ・所在の判明している退去滞納者に対して、引き続き文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに退去滞納催告委託案件とする。 ・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに督促を行う。 ・委託先において督促を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を図る。 ・滞納期間3ヶ月未満の入居中の滞納者で、督促を行うも支払いに応じず時効到来する恐れのある者に対しては、引き続き支払督促の取り組みを実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、住宅供給公社において、文書・電話による督促や、保証人に対して滞納者への納付説得依頼文書の発送を引き続き実施。また定期的な研修を通じ滞納整理の取り組み強化を図る。 ・滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したもののについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導するなど細やかな対応を行っていき。 ・即決和解申出者に対し和解期日までの毎月の収納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を引き続き実施する。また、即決和解当日不出頭者には、翌月に取消通知を発送する。 ・引き続き、口座振替・代理納付実施率の向上を目指す。 ・取消通知対象者のうち、通知発送事務期間中に一部納付をするものの完納せず、滞納が常態化している者に対して、取消通知事務の厳格化を図り、早期の滞納解消を求めている。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・退去滞納については債権回収を専門的に行っている弁護士法人より退去した滞納者や相続人に督促を行うとともに、保証人に対しても支払説得依頼通知を発送するなど収納率の向上を図った。 (平成30年度3月末時点委託先回収額:7,629千円) ・退去滞納者や相続人、保証人で所在不明の者については、住民基本台帳システムとの連携システムを活用するなど、定期的に住民情報の取得を行い、転居先の把握に努めた。 ・所在の判明している退去滞納者に対して、まずは本市において督促や訪問員による現地訪問督促を実施し、支払いに応じない者に対しては速やかに退去滞納催告委託案件とした。 ・分割納付を誓約している者については、本市が常に履行状況を確認し不履行になった場合にはまずは本市において速やかに督促を実施。 (平成30年度3月末時点督促発送件数:678件) ・委託先において督促を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を行った。 (平成30年度3月末時点債権差押申立件数:35件 取立件数:29件) ・滞納期間3ヶ月未満の入居中の滞納者のうち督促を行うも支払いに応じず時効到来する恐れのあるものについて、支払督促の取り組みを行った。 (平成30年度3月末時点対象者:8件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、住宅供給公社において文書・電話による督促などを引き続き実施した。また、滞納整理の取組みをより実効あるためにも督促方法の具体的な事例を踏まえた研修を定期的に行った。 ・滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したもののについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解手続きへの誘導を実施した。 (平成30年度3月末時点即決和解申出件数:240件) ・即決和解申出者に対し和解期日まで滞納額が増加しないよう電話及び文書による督促を実施するとともに、即決和解当日不出頭者には翌月に取消通知を発送した。 ・口座振替・代理納付実施率の向上のため取組みを行った。 ・代理納付可能世帯における代理納付実施率:97.0% ・取消通知対象者のうち、通知発送事務期間中に一部納付をするものの完納せず、滞納が常態化している者に対して、取消通知事務の厳格化を図り、早期の滞納解消を求めた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・退去後、所在不明となっている滞納者の定期的な所在地の把握が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高率で推移している収納率の維持・向上を図るため、これまでの取組みの継続と更なる向上策の検討が必要。 ・即決和解申出から実際の和解までの間滞納額を増やさない取組みが必要。
改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・退去滞納者で所在不明者については、定期的な住民票再取得など転居先の把握に努め督促強化に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、住宅供給公社において、文書・電話による督促や保証人に対して、滞納者に対する納付説得依頼の文書発送を引き続き実施。また納付動員の時間や休日対応についてより有効的な取組となるよう協議を行うことで滞納整理の取組みの強化を図る。 ・和解申出者に対し和解期日まで毎月の収納状況を管理。滞納額の増加を増やさないよう電話および文書による督促を継続して行う。

5. 令和元年度の取組内容（1. '30年度の未収金残高目標の達成状況'及び4. '30年度の取組内容の検証など'の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・退去滞納については債権回収を専門的に行っている弁護士法人に委託しており、保証人に対しても支払説得依頼通知を発送するなど、引き続き収納率の向上を図る。 ・退去滞納者や相続人、保証人で所在不明の者については、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳システムとの連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。 ・所在の判明している退去滞納者に対して、引き続き文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに退去滞納催告委託案件とする。 ・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに督促を行う。 ・委託先において督促を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を図る。 ・滞納期間3ヶ月未満の入居中の滞納者で、督促を行うも支払いに応じず時効到来する恐れのある者に対しては、引き続き支払督促の取り組みを実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、住宅供給公社において、文書・電話による督促や、保証人に対して滞納者への納付説得依頼文書の発送を引き続き実施。また定期的な研修を通じ滞納整理の取り組み強化を図る。 ・滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したもののについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導するなど細やかな対応を行っていき。 ・即決和解申出者に対し和解期日までの毎月の収納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を引き続き実施する。また、即決和解当日不出頭者には、翌月に取消通知を発送する。 ・引き続き、口座振替・代理納付実施率の向上を目指す。

(参考)29年度実績における徴収率の政令指定都市比較(未収金残高1億円以上の債権のみ)

、未入力の場合はその理由

政令指定都市20市中 (合計徴収率) 大阪市 2 位

過年度 徴収率 大阪市 20.5% / 政令指定都市平均 20.9% 現年度 徴収率 大阪市 99.6% / 政令指定都市平均 99.0% 合計徴収率 (過年度+現年度) 大阪市 98.1% / 政令指定都市平均 92.1%

未収債権の目標及び具体処理策

所属	こども青少年局	課・担当	保育企画課(給付認定グループ)	債権整理番号(3ケタ)	030	債権名	保育所保育料	債権区分	強制徴収公債権(強制公)
----	---------	------	-----------------	-------------	-----	-----	--------	------	--------------

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	B1	合計(過年度+現年度)	B1	「A」... 目標を達成、「B1」... 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」... 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「-」... 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	----	-----	----	-------------	----	---

2. 未収金残高の推移(実績及び目標) 色付け箇所のみ整数で入力すること(小数点以下は四捨五入して、入力しないこと)

	過年度分																現年度分				合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定変更額	調定額 (過年度分)	徴収額 (過年度分)	不納欠損額 (過年度分)	未収金 解消額 (過年度分)	翌年度 調定繰越額 (過年度分)	過年度 徴収率	過年度 整理率	年間調定額 (現年度分)	徴収額 (現年度分)	不納欠損額 (現年度分)	整理額 (現年度分)	翌年度 調定繰越額 (現年度分)	現年度 徴収率	現年度 整理率	合計 徴収率	合計 整理率	年度末 未収金残高				
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ				
平28実績	383,309	0	383,309	165,312	51,703	217,015	166,294	43.1%	56.6%	9,238,565	9,152,941	0	9,152,941	85,624	99.1%	99.1%	96.8%	97.4%	251,918				
平29実績	251,918	-161,344	413,262	122,638	66,242	27,536	224,382	29.7%	10.9%	8,653,005	8,555,023	0	8,555,023	97,982	98.9%	98.9%	95.7%	96.4%	322,364				
平30当初目標	238,126	0	238,126	89,774	15,002	104,776	133,350	37.7%	44.0%	9,391,764	9,307,238	0	9,307,238	84,526	99.1%	99.1%	97.6%	97.7%	217,876				
平30実績	322,364	7,221	315,143	104,786	25,282	137,289	185,075	33.3%	42.6%	9,222,892	9,121,260	0	9,121,260	101,632	98.9%	98.9%	96.7%	97.0%	286,707				
令和当初目標	217,876	0	217,876	82,139	14,761	96,900	120,976	37.7%	44.5%	9,387,286	9,302,800	0	9,302,800	84,486	99.1%	99.1%	97.7%	97.9%	205,462				
令和努力目標	286,707	0	286,707	114,109	22,650	136,759	149,948	39.8%	47.7%	6,936,947	6,881,451	0	6,881,451	55,496	99.2%	99.2%	96.8%	97.2%	205,444				
令和当初目標	205,444	0	205,444	71,032	17,005	88,037	117,407	34.6%	42.9%	5,651,710	5,595,193	0	5,595,193	56,517	99.0%	99.0%	96.7%	97.0%	173,924				

3. 30年度決算における未収債権の状況 (件数、未収金残高、債務者数) 色付け箇所のみ整数で入力すること(小数点以下は四捨五入して、入力しないこと)

旧分類	回収債権								整理債権								合計				
	- C	- D	- E、F	- G	- A	- B	- H														
状況	強制公	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、回収見込のないもの	回収債権 - 計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残る、回収見込のないもの	債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に到っていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権 - 計	合計
	非強公・私債権																				
過年度	件数	0	3,528	0	2,111	0	3,274	0	0	8,913	0	0	0	0	0	0	4,066	0	0	4,066	12,979
	残高	0	50,998	0	33,272	0	49,170	0	0	133,440	0	0	0	0	0	0	51,635	0	0	51,635	185,075
現年度	件数	0	5,660	0	0	0	752	0	0	6,412	0	0	0	0	0	0	53	0	0	53	6,465
	残高	0	88,763	0	0	0	12,013	0	0	100,776	0	0	0	0	0	0	856	0	0	856	101,632

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例：毎月定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 未収債権の進捗状況 ... 回収債権：()又は ()又は ()又は () / 整理債権：{ ()又は () } ()又は ()

30年度末時点の債務者数	2,532	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数	19,444
		過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高(上記2の表のテ)	286,707

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 電話や文書による督促を続け、早期の完納を目指す。 納付交渉において、児童手当から直接徴収する同意徴収の申出書提出を強く求めていく。 滞納処分ができるように、国税徴収法に基づき財産や居所の調査を徹底的に行う。 分納誓約不履行者をはじめ、納付に応じない滞納者には、滞納処分を行っていく。 公立保育所保育料の滞納者には、代行執行の制度を利用し、滞納処分を行っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 各区役所と連携して納入通知書に定期的に口座振替依頼の案内を同封し、口座振替加入率の向上を目指す。 新たに未納が発生したものについて、早期に電話・文書による督促を行い、早期の完納を目指す。 児童手当やボーナスを利用した分納を認め早期完納を目指す。 支払い能力があるにもかかわらず支払わない滞納者には、積極的に滞納処分を実施する。 公立保育所について、督促状送付後に、所長から直接保護者に、未納保育料を早期に払うように声掛けをする。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 滞納処分の強化 平成30年度処分件数:383件(対前年比:95.8%) 集中差押等の実施等により、預金を中心にした差押の実施 集中差押総数:191件、差押件数:122件、差押金額:5,801千円(前年比115.1%) 督促の強化及び児童手当からの同意徴収により徴収率の向上に取り組んできた。 徴収率:33.2%(昨年度29.7% 前年比3.5ポイント増) 同意徴収件数:394件 金額:21,913千円(4~3月分) 不納欠損処理金額25,282千円 	<ul style="list-style-type: none"> 区と連携して納入通知書に定期的に口座振替依頼の案内を同封するなど、口座振替加入率の向上に取り組んできた。 (4月時点89.1%、3月時点93.5% 加入率4.4ポイント増) 1月には、納付書払いとなっている4歳児以下を対象として、口座振替依頼書を送付するなどによる口座振替加入率の向上にも取り組んできた。 早期納付に向けた督促を強化し、早期の完納を目指して取り組みを進めてきた。 児童手当からの特別徴収を実施するとともに、公立保育所の未収金も代行徴収により強制徴収公債権として積極的に徴収に取り組んできた。 (今年度徴収率98.6% 昨年度98.5% 0.1ポイント増) 特別徴収件数:1,587件、金額39,560千円(6月・10月・2月) 保育料の徴収率 98.9%(昨年度98.9%)
課題	<ul style="list-style-type: none"> 取り組みの成果として、徴収率は、昨年度を上回った。 未収金は、昨年度末よりも35,657千円下がっており、縮減を図ることができた。 一方、目標として設定した徴収率・徴収金額とも下回る結果となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年から公立保育所については、施設利用料となり、強制徴収できない債権となった。 公立保育所からは、代行徴収の依頼を受けて強制徴収等を行っているものの、児童手当からの保育料の特別徴収ができなくなった。 公立・私立ともに早い段階からの納付督促を行ってきたものの、私立に比べ、公立保育所の徴収率が低いため、従来から実施している保育所所長からの納付督促に加え、代行徴収の依頼を受けて以降、交渉を強化していくことが求められる。 また、未収金の中でも、税情報が取得できない仮決定の方は一番高い料金区分となり、未収金額のうち約17%が仮決定で占められている。仮決定を減らしていくことが必要である。 未収金は、2歳児と3歳児クラスで50%以上を占めており、そこをターゲットとした取り組みを検討。
改善策	<ul style="list-style-type: none"> 幼児教育の無償化により、保育料の負担が軽減される方に対する積極的な納付勧奨に取り組むことにより、さらなる縮減に取り組む。 滞納処分を強化するとともに、より換価しやすい預貯金・給与・生命保険の差押に取り組む。 児童手当やボーナス等を利用した分納など、より滞納者が支払いやすい方法を提示することにより納付を勧奨する。 滞納者に対し、児童手当から直接徴収する保護者からの申出による同意徴収の制度の活用を積極的に働きかけていく。 保育料が仮決定で高い未収金で放置している保護者に対して、保育料の本決定に向けた指導を強めていく。 未収金を抱えた2,532人の内、現在3~5歳児で保育所に在籍している昨年度の新規未収金者等にタ-ゲットを絞って集中的に督促などを行っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 公立保育所の滞納者については、督促状送付後に、所長から直接保護者に、未納保育料を早期に払うように声掛けをする。 代行徴収を受けて以降、早い段階からの納付交渉に取り組んでいく。 幼児教育の無償化により、保育料の負担が軽減される方に対する積極的な納付勧奨に取り組むことにより、さらなる縮減に取り組む。 保育料の払い忘れの防止にもつながるため、引き続き区役所と連携しながら口座振替加入率の向上を目指す。 現年度の未納分を含めて差押え等を実施しているが、より早期からの差押に取り組んでいく。 税情報が取得できない仮決定の方は一番高い料金区分であることから、本決定になるよう税申告等の指導を強めていく。 現年度の未収金では、2歳児と3歳児クラスで50%以上を占めていたことから、2歳児にターゲットを絞り、早い段階での電話による納付勧奨を行う。 新たに幼児教育費の無償化に該当した4歳児にタ-ゲットを絞って、徴収を強化した結果、3歳児時点での新規未収金繰越額27,000千円が10,000千円となった。

5. 令和元年度の取組内容 (1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること)

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 平成31年4月から3歳児にまで対象を拡充している幼児教育無償化や10月からの国制度の無償化により経済的負担が軽減される世帯に対して、個別に徴収に向けた働きかけを強化する。具体的には、未収金を抱えた2,532人の内、現在3~5歳児の新規未収金者1,151人や直近の卒園児童(6・7歳児)の保護者626人など、全体の約7割(1,777人)に対し、集中的に督促などを行っていく。 従来の文書を中心とした督促から、集中的に取り組む対象者には、早い段階から個人の携帯や家庭の電話に架電し督促に取り組む。また、応じない場合は、職場へも電話を行う。 さらに、電話での対応や納付状況を確認の上、最終催告書の納期後、早期に差押え等の滞納処分を実施する。 滞納処分を強化するとともに、より換価しやすい預貯金・給与・生命保険の差押に取り組む。 滞納者に対し、児童手当から直接徴収する保護者からの申出による同意徴収の制度の活用を積極的に働きかけていく。 滞納処分がすみやかに実施できるよう、国税徴収法に基づき財産や居所の調査を徹底的に行う。 公立保育所保育料の滞納者には、代行執行の制度を利用し、滞納処分を行っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 口座振替による納付は保育料の払い忘れ防止につながるため、より早期から区役所と連携し口座振替加入率の向上を目指す。 新たに未納が発生したものについて、児童手当やボーナスを利用した分納を認め早期完納を目指す。 公立保育所の滞納者については、督促状送付後に、所長から直接保護者に、未納保育料を早期に払うように声掛けをする。 支払い能力があるにもかかわらず支払わない滞納者には、積極的に滞納処分を実施する。 平成31年4月から3歳児にまで対象を拡充している幼児教育無償化や10月からの国制度の無償化により経済的負担が軽減される世帯に対して、個別に徴収に向けた働きかけを強化する。 現年度の未収金では、2歳児と3歳児クラスで50%以上を占めていたため、無償化の対象外である2歳児の保護者のうち、3か月以上の滞納があるもの、若しくは10万円を超える場合などの方に、早い段階での電話による納付勧奨を行う。 保育料に未収金がある一番高い料金区分となっている仮決定の方に対し、税申告等の指導を強化し、本決定の増加・未収金の縮減に取り組む。

(参考)29年度実績における徴収率の政令指定都市比較(未収金残高1億円以上の債権のみ)

未入力の場合はその理由

政令指定都市20市中
(合計徴収率) 大阪市 7 位

過年度 徴収率 大阪市 29.7% / 政令指定都市平均 22.6% 現年度 徴収率 大阪市 98.9% / 政令指定都市平均 99.1% 合計徴収率 (過年度+現年度) 大阪市 95.7% / 政令指定都市平均 94.9%